



下呂市老人福祉法第11条の規定に基づく措置に要する費用の支弁に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 7 月 29 日

下呂市長 山 内



令和 8 年下呂市告示第201号

下呂市老人福祉法第11条の規定に基づく措置に要する費用の支弁に関する要綱の一部を改正する要綱

下呂市老人福祉法第11条の規定に基づく措置に要する費用の支弁に関する要綱（平成28年下呂市告示第83号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（養護老人ホームの措置費） 第 3 条 （略） 2 事務費は、次の各号に掲げる一般事務費、特別事務費、<u>処遇改善加算及び処遇改善加算（その他分）</u>の合算額とする。 （1）・（2） （略） （3） 処遇改善加算 <u>一般事務費に介護報酬改定分として1,920円を加え、当該額</u>に入所定員を乗じた額と特別事務費の夜勤体制加算額に入所定員を乗じた額の合計に1.16%を乗じた額を加算する。 （4） 処遇改善加算（その他分） <u>一般事務費</u>に0.61%及び入所定員を乗じた額を加算する。 3 生活費は、次の各号に掲げる一般生活費及び加算の合算額とする。 （1） 一般生活費は、次の表に掲げる額とす	（養護老人ホームの措置費） 第 3 条 （略） 2 事務費は、次の各号に掲げる一般事務費、特別事務費<u>及び加算</u>の合算額とする。 （1）・（2） （略） （3） 処遇改善加算 <u>事務費合計（一般事務費、管理費）</u>に入所定員を乗じた額と特別事務費の夜勤体制加算額に入所定員を乗じた額の合計に1.16%を乗じた額を加算する。 （4） 処遇改善加算（その他分） <u>事務費合計（一般事務費、管理費）</u>に0.61%及び入所定員を乗じた額を加算する。 3 生活費は、次の各号に掲げる一般生活費及び加算の合算額とする。 （1） 一般生活費は、次の表に掲げる額とす